平成２３年（フ）第２７３３号
福岡市博多区板付３丁目16番1634号
債務者　横山　恵理
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７４６号
福岡市早良区百道浜４丁目３番１―811号
債務者　松田　　瞳
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７６２号
福岡市中央区荒戸２丁目５番27―802号
債務者　梶村　政綱
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７９０号
福岡市東区和白１丁目14番46号
債務者　熊谷　　博
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７９１号
福岡市東区和白１丁目14番46号
債務者　熊谷　禎恵
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８０３号
福岡市早良区原６丁目21番15―203号
債務者　野瀬　温子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８２３号
福岡市東区香椎照葉３丁目２番４―812号
債務者　河野久美子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８２７号
福岡市中央区平尾４丁目１番31―210号
債務者　原　　悦子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８３０号
福岡市早良区賀茂２丁目34番23号
債務者　長瀬　則昭
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８４７号
福岡市中央区谷２丁目16番33―103号
債務者　早川美加子（旧姓濱地）
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８６４号
福岡県宗像市田野1349番地６
債務者　北平奈津子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８８０号
福岡市中央区平尾５丁目３番46―301号
債務者　山本　由美
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８８８号
福岡県大野城市若草３丁目16番２号セジュール・日の浦Ｂ206号
債務者　酒井　清孝
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９２５号
福岡県朝倉郡筑前町東小田3453番地９
債務者　椛嶋　恭子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９２９号
福岡市中央区六本松３丁目３番18―305号
債務者　松本　留美
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９４９号
福岡市中央区春吉２丁目19番15―1102号
債務者　田村　福海（旧姓永田福海（ひろみ））
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９５３号
福岡県春日市平田台４丁目52番地２エクセルクローバーＡ―101号
債務者　徳留　重和
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９５４号
福岡県春日市平田台４丁目52番地２エクセルクローバーＡ―101号
債務者　徳留　和代（旧姓千切）
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９７１号
福岡市博多区博多駅南３丁目１番８―1008号
債務者　吉岡　真一
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部